

令和 7 年度経営計画の評価

奈良県信用保証協会は、公的な保証機関として、県内中小企業・小規模事業者の資金ニーズに迅速かつ的確に応え金融の円滑化を図るとともに、金融機関および関係機関との連携を図り、積極的に創業支援・経営支援・再生支援に取り組むことで地域経済の発展に努めて参りました。

令和 7 年度の経営計画に対する実績評価は、下記のとおりです。

なお、実績評価につきましては、奈良県立大学教授の新井直樹氏、弁護士の大寺健太氏および中小企業診断士の森昭彦氏により構成される「外部評価委員会」のご意見・アドバイスを踏まえ作成しましたので、ここに公表いたします。

1. 業務環境

(1) 奈良県の景気動向

財務省近畿財務局奈良財務事務所が発表した奈良県内経済情勢報告（令和 8 年 4 月判断）では、県内経済は、個人消費は緩やかに回復しつつあり、中東情勢や人手不足といった課題を抱えつつも、総括判断で「持ち直している」としています。また、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、持ち直していくことが期待されるものの、中東情勢や金融資本市場の変動等の影響に注視する必要がある。」としています。

一方、厚生労働省奈良労働局が発表した雇用情勢は、「令和 8 年 3 月の有効求人倍率は 1.13 倍で全国の 1.18 倍は下回ったものの、近畿ブロックの 1.08 倍は上回りました。奈良県内の雇用情勢については、有効求人倍率が低下しているものの、引き続き求人が求職を上回って推移しており、一部の求人に持ち直しの動きが見られます。今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」としています。

(2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

令和 7 年度の県内企業の倒産状況（負債額 1,000 万円以上）は、東京商工リサーチの調べによると、倒産件数は 130 件で前年度比 21.5%増（23 件増）となった一方、負債総額は 102 億 60 百万円となり、前年度比 22.7%減（3 億 13 百万円減）となりました。

10 億円以上の大型倒産は 1 件に留まりましたが、1 億円未満の倒産が 110 件と全体の 84.6%を占めました。

中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」という。）にとっては、人手不足による人件費増加、物価上昇による消費マインドの冷え込み、円安・金利上昇、中東情勢悪化に伴う原材料不足や価格高騰、エネルギーコスト上昇の影響が懸念され、予断を許さない厳しい経営環境となっています。

1. 事業概況

令和 7 年度の保証承諾は、4,937 件（前年度比 90.1%）、734 億 30 百万円（前年度比 98.5%）となり、前年度に比べ件数・金額とも減少しました。これは、前年度に当協会設立 75 周年を記念した「タイムリー75」の取扱いが終了したことが要因の一つです。

令和 7 年度末の保証債務残高は、33,221 件（前年度比 99.6%）、3,390 億 13 百万円（同 90.3%）となりました。これは主に、新型コロナ関連保証の返済等により、令和 3 年以降、金額では減少に転じているものです。

なお、返済緩和の条件変更を行っている保証債務残高は 11.3%を占め、増加傾向にあります。

また、年度末における保証利用企業者数は、15,942 企業で、前年度比 98.2%となりました。

令和 7 年度の代位弁済は、409 件（前年度比 83.6%）、代位弁済額 46 億 69 百万円（同 96.2%）と、件数・金額とも減少しました。

求償権回収については、不動産競売や任意売却に努めているものの、有担保債権の減少、債務者の高齢化、法的整理案件の増加など、回収環境は、年々厳しくなっており、実際求償権回収額（元損合計）は 8 億 11 百万円（前年度比 93.6%）となりました。

令和 7 年度の保証承諾等の主要業務数値は、以下のとおりです。

項 目	件 数	金 額	計 画 値	計画達成率
保 証 承 諾	4,937 件(90.1%)	734 億円(98.5%)	800 億円	91.8%
保証債務残高	33,221 件(99.6%)	3,390 億円(90.3%)	3,370 億円	100.6%
代 位 弁 済	409 件(83.6%)	47 億円(96.2%)	70 億円	66.7%
回 収	—————	8 億円(93.6%)	8 億円	101.4%

※（ ）内の数値は対前年度実績比を示しています。

2. 決算概要

令和7年度の決算概要（収支計算書）は、以下のとおりです。（単位：百万円）

項 目	金 額
経 常 収 入	4,269
経 常 支 出	2,652
経 常 収 支 差 額	1,596
経 常 外 収 入	6,608
経 常 外 支 出	7,004
経 常 外 収 支 差 額	-396
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当 期 収 支 差 額	1,221

当期の収支差額は、計画値は下回ったものの、12億21百万円を計上することができました。その結果、収支差額変動準備金へ4億85百万円、基金準備金へ7億36百万円を繰り入れました。

その結果、令和7年度末基本財産は、236億81百万円となりました。

3. 重点課題への取組状況

令和7年度の重点課題として掲げた項目への取組状況は、以下のとおりです。

（1）保証部門

1) 金融機関との協調による中小企業者への継続的な資金繰り支援

- 令和6年9月に創設した「アシスト保証」、令和7年3月に創設した「協調支援型特別保証」を推進することにより保証協会と金融機関との協調融資を促進し、両者の適切なリスク分担を図り、中小企業者の経営課題に対応した資金需要に応えました。

（ アシスト保証 ） 保証承諾；133件 62億11百万円

(協調支援型特別保証) 保証承諾; 163 件 40 億 89 百万円

- SDGs に貢献する取組を継続的に行っている中小企業者に対し、安定した経営の強化を図る為、「SDGs 推進保証制度」を積極的に推進しました。なお、令和 7 年度から「**県 SDGs 推進資金保証 (県制度)**」が創設されたことから、前年度 20 倍超となる保証承諾実績となりました。

(令和 7 年度保証承諾; 145 件 44 億 2 百万円)

(令和 6 年度保証承諾; 16 件 2 億 11 百万円)

2) 中小企業者との接点強化

- 令和 6 年度に新規保証を利用した企業へ、経営支援メニューの案内文書等の DM 発送 (199 先) を行いました。上記の内、アンケートの回答企業を含め抽出した 100 先についてモニタリングを実施し、個々の実情に応じた支援を行えるように取り組みました。さらに、モニタリング実施先へのフォローアップを 30 先に対して行いました。

3) 金融機関・関係機関等との連携強化

- 金融機関の本部訪問 (11 回) では、新たな保証制度の説明、協調制度の意義、保証推進を行いました。
- 金融機関営業店職員向けの勉強会 (9 回) では、保証制度説明や保証審査の留意点を説明しました。
- 金融機関営業店との個別案件相談会 (25 回) を実施し、案件相談を行いました。
- 各商工会の経営指導員を招き、連絡会議を開催し、保証制度説明や事例紹介を行い、保証案件の目線合わせを行いました。また、商工会が行っているブロック別会議に当協会職員が講師として参加しました。
- 商工会議所、商工会の経営指導員と協会職員との連携で企業の伴走支援を行い、金融機関と取引がない創業者・創業予定者に対し、協会が金融機関を紹介する斡旋保証に取り組みました。また、表彰制度の継続により更なる連携強化を図りました。

4) 経営者保証に依存しない保証の推進

- 「経営者保証を不要とする取扱いについて (事務処理要領)」に基づき、保証申込時や保証期中において

「経営者保証を不要とする取扱い【チェックリスト】」により経営者保証の取扱いが可能か否か確認し、経営者保証に依存しない保証の推進を行いました。

- 経営者保証を不要とする保証の承諾件数を伸ばしている滋賀県信用保証協会を訪問し、取組状況等について情報交換を行いました。
- 南都銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫の本部を訪問し、協会の取組姿勢を伝えると共に、営業店・渉外担当者への周知及び積極的な推進を依頼しました。
- 当協会ホームページ及び広報誌にて、保証付き融資において経営者保証を不要とする取扱いが可能であることを周知しました。
- 金融機関営業店との勉強会で、経営者保証を不要とする制度である「事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）」、「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」及び「プロパー融資借換特別保証制度」の活用を推進しました。

5) 顧客満足度の向上

- 審査業務の効率化、審査日数の短縮に対する意識は、受付・審査担当者に浸透しており、事前相談制の活用や受付事務に係る事務分担の見直し等、保証利用者の目線に立った業務改善に取り組みました。
- 保証協会電子受付システムの覚書は 15 金融機関と締結しています。締結している金融機関には、電子申込を利用してもらうよう推進しています。
- 令和 7 年度の電子申込の割合は 19.45%でした。

(2) 期中管理・経営支援部門

1) 創業支援の充実、強化

- 女性創業支援チーム「陽～kirari～」において、創業を目指すまたは創業間もない女性事業者に対し、女性ならではの感性と視点を活かしたきめ細やかなサポートを行いました。また、女性創業セミナーを開催しました。

- 日本政策金融公庫（国民生活事業）との共催による創業セミナーを開催しました。また、相互に創業の案件紹介を行っており、令和7年度は、協会から公庫への紹介が15件、公庫から協会への紹介が10件となりました。
- よろず支援拠点や商工会議所・商工会との案件相談会の実施（80件）等により創業者との接点を数多く持つことができました。
- 月1回行っている休日相談会について、6件の相談を受け、3件13百万円の承諾実績となりました。
- 創業保証後、6カ月モニタリング180先（前年度116先）、フォローアップ訪問28先（同23先）、3年目モニタリング30先（同30先）を実施し、必要に応じて専門家派遣を実施するなど、事業が軌道に乗れるよう伴走支援を行いました。
- よろず支援拠点や商工会議所・商工会が開催する創業セミナーへ、講師として20回（前年度18回）参加しました。

2) 経営支援、事業承継支援の充実、拡充

- 経営支援業務をより充実させるために、期中管理課を廃止し、経営支援課に統合する組織改革を行いました。
- **予兆管理要領**を策定しました。保証残高1億円以上の正常先の企業について、決算期から2ヵ月経過後に決算書を取得し、売上減少かつ営業キャッシュフローがマイナスであった法人に対し、保証支援部と経営支援部が協働し、経営支援が必要と判断した企業に対して協会が行っている支援ツールを提案する態勢を構築しました。
- 返済条件の相談等のタイミングで、金融支援が必要と判断した事業者に対してヒアリングを実施し、課題を明確化した上で、経営支援メニューの提案を行いました。経営支援メニューを実施した先は計109件となりました。
- 3ヶ月後に据置期間終了・逡増返済開始・残額期日一括返済を迎える企業をリスト化し、借換が可能か金融機関と協議を行い、借換保証を18件実施しました。なお、借換ができない先については、必要に応じ、専門家派遣等の経営支援メニューを推進しました。

- 事業承継・引継ぎ支援センターと共催による事業承継セミナーを開催し、4 件の事業承継計画策定を支援しました。

3) 金融機関・関係機関との連携、強化

- 令和 8 年 2 月、奈良県と「中小企業・小規模事業者の支援に関する連携協定」を締結し、制度融資等による金融支援とともに、経営課題の把握・改善に資する支援の充実を図り、地域経済の活性化について連携を強化しました。
- 奈良県地域産業振興センター、奈良県産業振興総合センター、奈良県産業部経営支援課および当協会の 4 者で組成する「ならイノベーションプラットフォーム」は稼働 2 年目に入り、令和 7 年度は 2 件終了、1 件開始となり、支援継続企業は 10 件となりました。
- 奈良県中小企業活性化協議会への持込基準を策定し、令和 7 年度から運用を開始しました。活性協への持込件数は 27 件となりました。
- 奈良県中小企業支援ネットワーク会議を 2 回開催しました。1 回目は大学教授による「事業者支援における新展開」というテーマでの講演、2 回目は各支援機関による取組事例の発表を行いました。

4) 経営支援関連データの蓄積と分析及び活用

- 令和 4 年度・5 年度に専門家派遣サポート事業を実施した企業（157 先）の効果測定を行うため、専門家派遣前後の決算書を徴求し、CRD 財務点数の比較・分析を実施しました。同財務点数が改善した企業比率の目標値を 60%以上としています。2 年後の達成状況は 49.0%（点数上昇 74 者／対象企業 151 者）、同 3 年後は 44.6%（同 45／101）となりました。
- 令和 5 年度に創業保証支援した企業（298 先）の 3 年後の事業存続率の目標値を 95.0%以上としています。創業保証後、6 ヶ月モニタリングやフォローアップを実施し、適宜専門家派遣の活用等により、令和 7 年度末の事業存続企業数は 287 先、事業存続率は 96.3%となりました。

5) 円滑な事業撤退支援への取組

- 事業の先行きが見通せない中小企業者で経営者自らが廃業を望む場合に、円滑に廃業するために必要となる事業資金を支援する「自主廃業支援保証」を創設していますが、7年度は該当する案件がありませんでした。引き続き、金融機関等支援機関に対し、事業撤退支援の周知、連携を進めていきます。

(3) 回収部門

1) 回収の効率化、最大化

- 代位弁済後、早期の現地訪問による求償権関係人の実態把握を強化し約定締結に尽力した結果、約定締結した関係人は40者（前年度22者）となりました。
- 「一部弁済による保証債務免除ガイドライン」の対応を強化するため、求償権関係人の中から11者を抽出し、**保証債務免除提案書**を送付しました。反応はあったものの、提案書から免除交渉にまで進む案件はありませんでした。

2) 管理事務停止、求償権整理の促進

- 回収見込みが立たない案件は、適正に管理事務停止や求償権整理を進め、注力すべき求償権を絞り込むことで、回収の効率化や実効性の向上を図りました。令和7年度の管理事務停止案件は、348件33億42百万円（前年度比；件数112.3% 金額94.0%）、求償権整理については、649件63億77百万円（前年度比；件数127.8% 金額116.3%）の処理を行いました。

3) 求償権先の再生支援

- 求償権先の再チャレンジ支援のため、事業継続中の求償権債務者から決算書（申告書）を徴求し、求償権消滅保証の可能性を検討しましたが、再保証につながる案件を見出すには至りませんでした。引き続き、求償権債務者の業況確認を行い、必要に応じて専門家派遣等の経営支援メニューの提案を行い、再生支援に取り組めます。

(4) その他間接部門

1) 積極的な広報活動

- 奈良テレビ放送の情報番組（令和 8 年 3 月 25 日放送）にて当協会の業務を放送し、信用保証協会の役割や経営支援メニューの具体例を広く発信しました。
- 奈良テレビ放送にて、テレビコマーシャルを放映しました。
- LINE やホームページを活用し、セミナーの開催情報、協会の取組を広く発信しました。

2) デジタル技術活用による業務の効率化、生産性の向上

- 令和 6 年 12 月組成の「業務 IT 化プロジェクトチーム」を発展的解消し、令和 7 年 11 月 17 日「**デジタル化推進チーム**」を組成しました。令和 7 年 10 月に IT コンサルタント業者と契約し、デジタル化の早期実現を進めています。
- ワークフローシステムによる内部決裁の電子化を順次進め、ペーパーレス化に取り組みました。

3) 組織の活性化と強化

- 職員に対する表彰制度として、個人賞 3 名を表彰しました。
- 月 1 回の有給休暇取得の推奨、時間外勤務の削減に組織全体で取り組み、ワークライフバランス、メンタルヘルス向上により、働きやすい職場環境づくりに取り組みました。
- 仕事と育児・介護の両立を支援し柔軟な働き方を実現するため、育児・介護休暇規程を一部変更しました。
- 個人情報保護法に関する研修や法務研修等、職員が講師となる内部研修を実施しました。

4) 人材育成による組織力の強化と職員の資質向上

- 全国信用保証協会連合会等による外部研修に職員を積極的に参加させ、人材育成に取り組みました。
- 奈良県中小企業活性化協議会のトレーニー研修制度を活用し、職員 1 名を半年間派遣。職員の経営支援業務の知識習得や人脈構築などに取り組みました。

- 中小企業診断士試験受験者を継続的に支援しており、令和 7 年度は連合会主催の 1 次試験対策講座を 2 名が受講しました。なお、令和 7 年 8 月の中小企業診断士 1 次試験に 2 名合格しました。
- 行政書士試験に 1 名合格しました。

5) 役職員のコンプライアンス態勢の徹底

- コンプライアンス委員会を 5 回、コンプライアンス担当者会議を 4 回開催し、コンプライアンス・プログラムの実践状況や諸報告の確認、問題点の改善策について意見交換を行いました。
- コンプライアンス相談窓口対応者（7 名）に対し、外部講師による研修を実施し、職員から相談があった場合の対処方法などのスキル向上に取り組みました。
- 外部講師による**人権問題に関する研修**を実施すると共に、**水平社博物館への訪問**を推奨しました。
- 部署別にコンプライアンス関連規程の読み合わせを四半期毎に計 4 回実施し、コンプライアンス意識の定着に取り組みました。

6) 内部検査の実効性向上

- 業務監査室と被検査部門がコミュニケーションを図りながら検査を行うことで、不祥事の未然防止、不備事項の早期発見、日常業務に対する意識改革を行いました。
- 業務監査室から被検査部門に対し、業務改善に関する提案を 10 項目行いました。
- 令和 7 年度から、事務リスクの回避、事務の改善、向上を目的として、各部署が自主的に実施する検査として「**部内検査実施要領**」を策定し実行し、事務ミスの未然防止に取り組みました。

7) 危機管理体制（BCP）の強化

- 「基幹システムに係る代理代表拠点の相互運営に関する業務協定書」を締結している滋賀県信用保証協会と連携して実務訓練を実施し、被災時の対応を相互に確認しました。
- 安否確認システム訓練、奈良県いっせ地震行動訓練（NARA SHAKE OUT）、地震行動訓練、「津波防災の日」緊急地震速報訓練、AED 操作実技講習など、災害対策訓練を実施しました。

8) 反社会的勢力排除の推進

- 新聞記事、インターネット記事の公知情報にて反社会的勢力に関する情報を日々収集し、保証制度の不正利用の未然防止に取り組みました。
- 奈良県警察、奈良県暴力団追放県民センター、当協会が連携し、「奈良県信用保証協会暴力団等排除対策協議会」を組成し、年1回総会を開催し、反社会的勢力に関する時事問題等の情報交換を行いました。
- 警察官による協会職員向けの研修を開催し、反社会的勢力者が協会窓口に来訪した場合を想定したロールプレイング型の実務研修を行いました。
- 当協会玄関に**刺股を配置**し、警察官による刺股使用の実践研修を行いました。

9) SDGs の推進

- 従前からの保証制度である SDGs 推進保証、中小企業特定社債保証（SDGs 貢献型）に加え、令和7年度から「**県 SDGs 推進資金保証**」が創設され、SDGs に取り組む中小企業者の支援体制を強化しました。
- フードバンク奈良へ、保有している非常食の一部を寄贈しました。
- 奈良マラソンのボランティア活動を実施しました。
- ESG 債（ソーシャルボンド、グリーンボンド、サステナビリティボンド）を購入しました。
- 職員の健康管理に戦略的に取り組む「健康経営」を目的として「健康企業宣言」を行っており、令和7年11月5日に健康保険組合連合会より、健康優良企業「**銀の認定**」を取得しました。

外部評価委員会の意見

業務運営に対する評価意見

1. 保証部門

「タイムリー75」保証の取扱が終了した中、保証承諾額は734億30百万円（前年度比98.5%）と概ね前年並みの実績となりました。主要制度である短期継続保証等に加え、金融機関との協調融資の推進や、従来から積極的に取り組んでいるSDGs関連保証に「県SDGs推進資金保証」が加わったことで、中小企業者の資金ニーズに的確に応えることができました。

また、経営者保証を不要とする保証についても、保証協会側から金融機関に対し積極的な活用を働きかけるなど、取組を強化していることが認められます。

金融機関や各支援機関との連携において、継続的な取組を維持され、地域支援機関のハブ機能としての役割に貢献されています。

全体を通し、信用保証協会としての役割を果たされていました。

引き続き、資金繰り支援だけではなく、個々の中小企業者の実情に沿った支援を継続し、中小企業者の発展に努めていただきたい。

2. 期中管理・経営支援部門

経営支援業務を充実させるため組織改革が行われたことで、経営支援の迅速化に着手されました。予兆管理業務がスタートし、中小企業者が抱える個々の経営課題について、保証部門と連携し、早期把握、早期支援に努められていることも認められます。

従来から取組まれている、創業者・創業予定者・女性創業者に対する各種支援、官公庁の支援機関との連携、事業承継・引継ぎ支援センターと連携した「事業承継セミナー」、奈良県中小企業活性化協議会との日常的な連携など、経営支援のハブ機能の役割も果たされています。

なお、奈良県と「中小企業・小規模事業者の支援に関する連携協定」を締結し、連携を強化されており、政策課題の解決に向けて、地域経済の活性化に努めていただきたい。

再生支援については、中小企業活性化協議会へのトレーニー研修制度の活用や中小企業診断士一次試験に複数の合格者を輩出するなど、人材育成にもしっかりと取り組み、成果を上げられています。

中小企業者の経営課題は、要素が複合的に絡み合い、多様化している。今後も、経営支援に精通した人材を育成し、経営支援の早期着手、中小企業者に寄り添った高度な伴走支援を継続していただきたい。

3. 回収部門

昨年に引き続き、代位弁済後の初動対応をしっかりと行い、返済約定締結の成果が認められます。また、求償権関係人に対し保証債務免除提案書を送付するなど、新たな取組にも着手し、求償権回収に尽力されています。

また、管理事務停止、求償権整理を適正に実施することで、効率的な回収業務の実現にも注力されています。

引き続き、効率的な回収業務に尽力すると共に、事業継続中の求償権債務者の事業再生に取り組んでいただきたい。

4. その他間接部門

デジタル化推進チームを組成し、デジタル化を早期実現する取組は、保証協会業務全体の効率化に寄与するものであり、スピード感をもって実現していただきたい。

人材育成や職員表彰制度の実施、仕事と育児・介護等との両立をサポートする態勢強化、有給休暇取得の推奨等、働き手である職員の働き方改革に向けての環境整備に尽力されています。また、事務リスクの回避、事務の改善、向上を目的とした「部内検査」を実施し、事務ミスの未然防止に取り組んでおられます。

反社会的勢力の完全排除に係る取組、SDGs や BCP への取組も継続的に行われています。

信用保証協会は、地域社会・経済のセーフティネットとなり、関係機関と連携し、地域支援機関のハブ機能として尽力していただきたい。

コンプライアンス態勢及び運営状況に対する評価意見

コンプライアンスについては、昨年度に引き続き職員への意識調査の実施、外部相談窓口である弁護士による階層別のコンプライアンス研修、ハラスメント研修、外部講師による相談窓口担当者向けの研修を実施されました。コンプライアンス意識の向上に向けて、コンプライアンス関連規程の読み合わせ会を定期的に行うなど、コンプライアンスに対する意識は確実に定着していると認められます。

今年度から、人権問題への取組を開始、反社会的勢力排除においては、刺股を配置し使用訓練を行うなど、新たな取組に着手していることは評価できます。

引き続き、コンプライアンス・プログラムに基づいて、組織的にコンプライアンス態勢の強化に努めていただきたい。